大気汚染防止法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的の改正

目的 規 定 に 水 銀 に 関する水俣条約 (以 下 「条約」 という。 の的 確か . つ円滑 な実施を確保するための水

銀等の排出の規制を追加すること。

(第一条関係)

第二 定義の改正

この法律にお **,** \ て 「水銀等」とは、 水銀及びその化合物をいうこと。 (第二条第十二

この法律に お 7 て 「水銀排 出施設」 とは、 工場又 は 事 業場 に設置される施設で水銀等を大気中に 排 出

するもの のうち、 条 約 の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定め るも 0 を 1 う

ر کی

(第二条第十三項関係)

この法律にお いて 排出 とは、 ばい煙発生施設において発生するばい煙、 揮発性 有機化合物 排 出

施設に 係 る揮 発性 有機 化 合物 又は・ 水銀 排 出 施設に係る水銀等を大気中に排出するために設 け 6 れた煙突

その他の施設の開口部をいうこととすること。

(第二条第十四項関係)

第三 水銀等の排出の規制等

一項関

係

水銀等の大気中への排 出の抑 制に関する施策その他の措置 は、 条 約 の的確 か つ円滑な実施を図るため

水銀 等 \mathcal{O} 排 出 \mathcal{O} 規制 と事 業者 が 自 主的 に行う水銀 等の 排 出 \mathcal{O} 抑 制 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 取 組 とを適 切 E 組 み合わ せ

て、 効 果 的 な 水 銀 等 \mathcal{O} 大 気 中 \sim \mathcal{O} 排 出 \mathcal{O} 抑 制 を図ることを旨として、 実施 "され[、] な け れ ば な 5 な

(第十八条の二十一関係)

水銀等に係る排出基準は、 水銀等 の大気中への排 出の削減に関する技術水準及び経済性 を勘 案 そ

 \mathcal{O} 排 出 が 可能 な 限 り削 減されるよう、 水 銀排 出 施設 \mathcal{O} 排 出 \Box か ら大気中に排 出さ れ る排 出 物に 含ま れ る

水 銀等 \mathcal{O} 量 (以 下 水 銀 〔濃度」 という。 に つ ١ ر て、 施 設 の種 類及び規模ごとの許 · 容限 度 とし 環境

省令で定めること。

(第十八条の二十二関係

 \equiv 水銀 排 出 施 設 の設置等について、 次 の事項を規定すること。

1 水 銀 等を大気中に 排 出する者 は、 水 銀 排 出 施設 を設置しようとするときは、 水 銀 排 出 施 設 0 種 類、

構 造 等 を都道 府 県知 事 に届 け 出 な け れば なら ない ŧ のとすることその 他 \mathcal{O} 所 要 \mathcal{O} 届 出等 に つ 1 7 規定

すること。

(第十八条の二十三から第十八条の二十五まで関

係

2 都 道 府県知事 は、 水銀排出施設の設置等の届出があっ た場合において、 水銀排 出施設に係る水銀 濃

度が排出基準に適合しないと認めるときは、 その届出を受理した日から六十日以内に限り、 その届出

をした者に対 Ļ 水銀排 出 施設 の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等 O処理 の方法に関する計 画

 \mathcal{O} 変更又は水 銀 排出 施 設 \mathcal{O} 設置 に関 する計 画 \mathcal{O} 廃 止 を命ずることができるものとすること。

(第十八条の二十六関係)

3 水銀排出施設の設置等の届出をした者は、 その届出が受理された日から六十日を経過した後でなけ

れ ば、 水銀排 出 施設 の設置等をしてはならないものとすること。

(第十八条の二十七関係)

水 銀 排 出 施 設 か 5 \mathcal{O} 水 銀等 \mathcal{O} 排 出に ついて、 次の 事 項 を規定すること。

兀

1 水 銀 排 出 施 設 か 。 ら 水 銀等 を大気中 -に排 出 す る者 。 以 下 水 銀排出者」という。)は、 その 水銀排 出

施 設に · 係 る排 出基準を遵守 しなければならないものとすること。

(第十八条の二十八関係)

2 都 道)府県. 知 事 は、 水銀排 出者が排 出する水銀等 0 排 出 口における水銀濃度が排 出基準 に適合しない

水 銀等を継続 L て大気中に 排出すると認めるときは、 当 該 水銀 排 出者 に 対 Ļ 期限 を定 めて、 当該水

銀 排 出 施 設 \mathcal{O} 構 造若 L くは 使用 の方法若しく は 水 銀等 \mathcal{O} 処 理 \mathcal{O} 方 法 \mathcal{O} 改 善 又 は当 該 水銀排 出 施 設 \mathcal{O} 使

用 の 一 時停止等の措置をとるべきことを勧告することができるものとすること。

(第十八条の二十九第一項関係)

3 都道. 神界. 知 事 は、 2の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、 期限を定めて、 その 勧告に係

る措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。 (第十八条の二十九 第二 項 関

係

4 水 銀 排 出者 は、 当 該 水銀 排出施設に係る水銀濃度を測定し、 その結果を記録 Ļ これ を保存 L な

ればならないものとすること。

(第十八条の三十関係)

五. 工 場 又は事業場 に設置される水銀等を大気中に排 出する施設 (水銀排 出 施設を除く。) のうち、 水銀

等 の排 出 量 が 相 当程度多い 施設であつて、 、 う。 その 排出 を抑 制することが適当であるものとして政令で定

る t \mathcal{O} (以 下 「要排 出 抑 制 施設」 とい を設置 L て **\ る者 は、 そ \mathcal{O} 要排 出 抑 制 施設 に 係る 水 銀 等 \mathcal{O}

大気中への排

出に関

単

独で又は共同

して、

自ら遵守すべき基準を作成し、

水銀濃度を測定し、

そ

 \mathcal{O}

結果を記録 これを保存すること等の水銀等の大気中への排 出を抑 制するために必要な措置 を講ずる

とともに、 当該: 措置 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 状況及びその評 価を公表し なければならない ものとすること。

(第十八条の三十二関係)

五に規定するもののほか、 事業者は、 その事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況を把握

六

第五 附則

罰

則

0

規

定そ

0

他所要の規定の整備を行うこと。

第四

その

他

当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにするとともに、 国が実施する水銀等の大気中への

排 出 の抑 制に関する施策に協力しなければならないものとすること。

(第十八条の三十三関係)

七 玉 は、 我 が 玉 に おけ る水銀 等 の大気中 ^ 0 排 出 の状況 だを把握 Ļ その結果を公表すること、 水銀等 \mathcal{O}

大気中へ \mathcal{O} 排 出 \mathcal{O} 抑制 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 技 術に 関 する 情報を収 集整理 Ĺ その成果の普及を図ることその の他の水

銀等の大気中への排出 の抑制に関する施策の実施に努めなければならないものとすること。

(第十八条の三十四関係)

地 方公共団体は、 事業者に 対し、 水銀等の大気中 \sim 0) 排出を抑 .制するために必要な措置 を講ずること

八

を促進するために 必要な情報 \mathcal{O} 提供を行うよう努めるとともに、 住民 に 対 Ļ 水 銀等の大気中へ の排出

0) 抑制 に 関する知識の普及を図るよう努めなければならないものとすること。

(第十八条の三十五関係)

この法律の施行期日について定めること。

政府は、 この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定 の施行の状況

(附則第一条関係)

について検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

ح کے

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第三条及び第四条関係)

(附則第二条関係)